

施設型給付施設（認定こども園、幼稚園など）の利用を希望される方へ

子ども・子育て支援新制度では、施設型給付施設（認定こども園、幼稚園など）の利用を希望する保護者の方は、利用のための「施設型給付費支給認定」を受けていただく必要があります。

認定には3つの区分があり、認定されると町から「施設型給付費支給認定証（1号認定）」が送付されます。

施設の利用料（保育料）は、令和元年10月よりスタートしました、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、無料です。

※入園料や給食費、保育材料費等の実費は無償化の対象外ですので、保護者の方の負担となります。

【施設型給付認定区分】

| 認定区分 | 対象となるケース | 利用できる施設 |
|------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳の就学前のお子さんで、教育を希望する場合 | 幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（ <u>教育部分</u> ） |
| 2号認定 | 3～5歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合 | 保育所 認定こども園（ <u>保育部分</u> ） |
| 3号認定 | 0～2歳で、保護者の就労や疾病等により保育所等で保育を希望する場合 | 保育所 認定こども園（ <u>保育部分</u> ） |

また、施設型給付施設（認定こども園、幼稚園など）を1号認定（教育部分）で利用している方で、保育を必要とする事由に該当し、預かり保育を利用する場合、この利用料も日額450円×利用日数（月額上限11,300円まで）が無償となりますが、無償化の対象となるためには、施設型給付費支給認定（1号認定）と併せて「施設等利用給付認定」を受けていただく必要があります。

認定には3つの区分があり、認定されると町から「施設等利用給付支給認定通知書（新2・3号認定）」が送付されます。

【施設等利用給付認定区分】

| 認定区分 | 対象となるケース | 利用できる施設 |
|-------|--|--|
| 新1号認定 | 満3歳児～5歳児のお子さん | 幼稚園（新制度未移行園） |
| 新2号認定 | 3歳児～5歳児で、保護者の就労や疾病等により預かり保育の利用を希望する場合 | 幼稚園（新制度未移行園） 幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（ <u>教育部分</u> ） |
| 新3号認定 | <u>町民税非課税世帯の0歳児～2歳児</u> で、保護者の就労や疾病等により預かり保育の利用を希望する場合 | 幼稚園（新制度未移行園） 幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（ <u>教育部分</u> ） |

（どちらの認定証も、原則、申請受付日から30日以内に送付することとなっておりますが、4月認定については認定事務が集中し審査等に時間を要することが予想されるため遅れる場合があります。予めご了承ください。）

1. 施設型給付の支給認定について

次の書類を施設にご提出ください。

- ① 支給認定申請書
- ② その他必要書類

下記に該当される方のみ、該当する必要書類を提出してください。

- ひとり親家庭の場合：ひとり親家庭と分かる書類（児童扶養手当証書の写しなど）
- 同一世帯内に障害のある方がいる場合：障害を証明する書類（障害者手帳の写しなど）
- 生活保護世帯：生活保護を受給していることが分かる書類（保護決定通知書の写しなど）

2. 施設等利用給付認定について

保育を必要とする事由に該当し、預かり保育の利用を希望する方は次の書類を施設にご提出ください。

- ① 支給認定申請書
- ② その他必要書類

下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要書類を提出してください。

| 保育を必要とする事由 | 事由の内容 | 給付認定期間 | 必要書類 |
|--------------|--------------------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 就労（雇用されている方） | 常勤・パート等で月 64 時間以上働いている場合（就労予定を含む） | 就労の期間 | 就労証明書 |
| 就労（自営等） | 自営業・農業等で月 64 時間以上働いている場合（就労予定を含む） | 就労の期間 | ・就労申立書 ・確定申告書の写し等 |
| 妊娠・出産 | 母親が出産の前後である場合 | 出産予定日を含む、 産前産後 6 か月 | 母子手帳の写し （表紙と分娩予定日が確認できる箇所） |
| 保護者の疾病・障害 | 保護者の心身に病気や障害がある場合 または入院加療が必要である場合 | 療養の必要がなくなるまで | 診断書 |
| 介護・看護 | 同居親族または長期入院している親族の介護・看護が常時必要である場合 | 介護・看護の必要がなくなるまで | 介護・看護申立書 |
| 災害復旧 | 地震・火災・風水害等の災害復旧にあたっている場合 | 復旧が終了するまで | り災害証明書等 |
| 求職活動 | 就労する意志があり、求職活動に専念している場合 | 入所希望月から 3 か月まで | ・入所申立書 ・ハローワークの登録証等 |
| 就学 | 学校や就労を目的とした職業訓練校等に就学している場合 | 在学期間中 | ・入所申立書 ・在学証明書 |
| 虐待・DV等 | 虐待やDVのおそれがある場合 | 必要と認められる期間 | 公的機関の証明書等 |

【個人番号（マイナンバー）の確認について】

番号法の施行に伴い、認定こども園等の利用のための支給認定申請の書類に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。申請をされる際、施設にて本人確認を行う必要がありますので、申請書を持参される方の下記書類（1と2両方又は個人番号カード）をあわせて持参してください。

1. 通知カードまたは住民票の写しなど個人番号が確認できるもの
 2. 身元確認書類（下記a、bのうちいずれか）
 - a. 顔写真付身分証明書1点（運転免許証、パスポート等）
 - b. 身分証明書2点（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の書類等）
- ※ 個人番号カードをお持ちの場合は、個人番号カードのみで確認ができます。
個人番号カード・・・申請により発行される顔写真付カード
通知カード・・・郵送で各世帯に配布されたマイナンバーが記載されたカード

【保育料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」について】

平成30年9月から、未婚のひとり親家庭を対象に、税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとして計算する、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。

◆対象となる方

保育料等の基準となる所得を計算する年の12月31日時点および申請時点において、次の1から3のすべてに該当する方

- 1 婚姻によらず母または父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）していない。
- 2 生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がいる。
- 3 父の場合、合計所得金額が500万円以下である。※ 母の場合、所得制限なし

◆控除額

みなし適用の額は、税法上の控除額に準じます。なお、合計所得金額が125万円以下の場合は非課税扱いとなります。

合計所得金額が500万円以下の寡婦：30万円

合計所得金額が500万円超の寡婦：26万円

合計所得金額が500万円以下の寡夫：26万円

※ みなし適用を受けても、保育料等が減額にならない場合があります。

※ 保育料等についての適用であり、税法上の控除を受けることはできません。

◆申請について

対象となり、申請を希望される場合は、こども政策課子育て支援係（095-801-5886）までご連絡ください。

※ 申請のあった翌月から適用となります。